

家さんの飼育場所を緊急消毒してください！！

今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザの全国的な発生リスクが高まっており、まん延防止のため家畜伝染病予防法第30条に基づく全国一斉の緊急消毒が決まりました。

以下の方法で消石灰を散布してください。

◆消毒方法

畜舎周囲及び農場外縁部の消石灰散布

(幅約1メートル、平方メートル当たり約0.5～1kgが散布基準とされています。)

◆消毒期間

令和2年12月15日～25日

- ・強アルカリ性の消石灰散布により鳥インフルエンザウイルスを消毒
- ・消石灰は南丹家畜保健衛生所にありますので取りに来てください。
(ホームセンター等の肥料用消石灰でも代替可能です。)

<参考>家畜伝染病予防法第30条

都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止する必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清掃方法又はねずみ、こん虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

万一、本病が発生した場合は、家さんや卵の流通が制限を受けたり、風評被害等の影響が懸念されます。

飼育している家さんを守り抜きましょう！

京都府南丹家畜保健衛生所 TEL: 0771-42-3308
(夜間・休日も転送機能あり)